

大会決議（案）

二度にわたる世界大戦が人類にもたらした殺戮、人権蹂躪への深い反省により、平和と自由、基本的人権の尊重、人間の尊厳が謳われた世界人権宣言が国連で採択され70年の節目を迎えた。私たちは、宣言を発するに至った、人権への侵害、国の侵略行為、人が人を人として見えなくなってしまった過去の歴史について、この節目の年にあらためて思いをはせ、二度と繰り返してはならないと決意する。侵略は同時に自滅への道でもあり、日本は廢墟の只中から、世界人権宣言の精神が宿る日本国憲法を国の柱として建て直してきた。しかしその支柱である平和と人権が、憲法改悪という方針によってへし折られてしまう危険性が高まっている。私たちは人権という礎をもう一度固く踏みしめ、次の世代に渡していく必要がある。

また、京都市においては、世界文化自由都市宣言から40年という節目の年でもある。「全世界のひとびとが、人種、宗教、社会体制の相違を超えて、平和のうちに、ここに自由につどい、自由な文化交流を行う都市」を理想とするこの宣言において、差別や憎悪表現、ヘイトスピーチはあってはならない。

外国人を受け入れるためにも、障害者が差別されないためにも、男女の平等が保障されるためにも、生まれや住む地域によって人の尊厳が踏みにじられないためにも、人権侵害救済法、差別禁止法が求められている。また、自国内での人権侵害が救済されない場合、個人が直接国連に通報できる「選択議定書」の締結もなされなければならない。この個人通報制度を批准していないのも、先進国ではまた日本だけである。

法はそのもとに暮らす人々の社会意識を形成する。立法府による熟議のもと、基本的人権に立脚した法整備をすすめることが重要だ。また生活圏域で具体化するための条例制定が、地方議会には求められている。「部落差別解消推進法」についても、総合的な推進体制のための条例制定や審議会の設置が求められる。

私たちは、これからも、人権が真に尊ばれる社会を目指し、差別に苦しむ人々を救済する法整備を1日も早く実現するよう全力で取り組むことを、ここに決議する。

2018年12月11日

部落解放・人権政策確立要求京都市実行委員会
第32回大会 参加者一同